令和３年1月２５日

各　　位

大阪市経済戦略局産業振興課

大阪市北区・中央区における感染拡大防止に向けた

営業時間短縮協力金の申請受付終了について（お願い）

平素は、大阪市の産業振興施策にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

北区・中央区の酒類を提供する飲食店等に対する休業・営業時間短縮要請（令和２年11月27日から12月15日までの期間）に応じていただいた事業所には、一事業所あたり最大５８万円の協力金を支給することとなっています。

標記協力金の支給にあたって、申請受付を12月16日から開始しておりますが、**申請受付が令和３年1月29日（金）に終了いたします**。対象事業者の方で、まだ申請されていない方は、忘れずにご申請いただきますよう、周知をお願いいたします。

なお、**令和２年12月16日から令和３年1月13日までの市内全域の営業時間短縮要請に係る協力金**（「令和２年12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金」）については**、別途申請が必要になります。**

貴団体内での周知にご協力いただければ幸いです。何卒よろしくお願いいたします。

〇北区中央区協力金（要請期間11/27～12/15）市内全域協力金(要請期間12/16～1/13)

・お問合せ**(市コールセンター)**：06-6654-3553、06-6655-0711または06-6655-0820

・大阪市ＨＰアドレス

北区中央区 <https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000519706.html>

市内全域　　<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000522177.html>

〇府域協力金(要請期間1/14～2/7)

・お問合せ**（府コールセンター）**

①営業時間短縮要請や感染防止宣言ステッカーに関すること：06-4397-3268

②協力金（1月14日～2月7日分）に関すること　　　　　：06-6210-9525

・大阪府ＨＰアドレス <http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/eigyouzikantansyuku/index.html>

※このお知らせは、本市で把握している各団体の代表者等の連絡先にお送りしています。

代表者等の変更により送付先が異なる場合は、お手数ですが下記の連絡先までご一報ください

（送付元）大阪市経済戦略局産業振興課

電話06-6615-3779